

～びほろっ子の夢、叶えます！～

「びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト」事業

-手引き-

令和8年4月10日 美幌町教育委員会社会教育課

— はじめに —

この手引きは、令和8年度「びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト」事業補助金の募集にあたって、応募の手続きについてまとめたものです。

応募にあたっては、本手引き等を確認するとともに担当者と十分に打ち合わせください。

なお、令和8年4月10日現在の内容を記載しておりますので、予算等の関係で、補助上限額等、手引きの内容が変更となる場合があります。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

— 目次 —

1 補助制度の内容について

- (1) 補助の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 補助対象事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 補助（募集）対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 採択数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (5) 補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (6) 補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 補助事業の申請について

- (1) 応募にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 応募用紙の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 審査等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 補助金申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 事業実施報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) その他、注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 申請・問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 参考資料

- (1) 補助金交付事務フロー（申請から実績報告までの流れ）・・・・・・ 5
- (2) 補助事業に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4 別添資料

- (1) びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付要綱
- (2) びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付審査要領
- (3) 様式集

1 補助制度の内容（概要）について

（1）補助の目的（要綱第2条関係）

次代を担う本町の子どもたちの夢実現のために必要となる事柄を子どもたち自らの力で考え、それらを表明し実行することで、子どもたちの自主自立の精神や自己肯定感の向上を図るとともに、第8次美幌町社会教育中期計画の推進目標である「未来と夢を創る人を育てる」の実現を目的とします。

（2）補助対象事業の内容

①将来の夢をかなえるために「今、チャレンジしてみたいこと」を広く公募し、提案・発表内容を審査の上、選考された内容実現のための補助金を交付し、子どもたちに実際に研修や活動に挑戦していただきます。

②実際に取り組んでいただいた内容を報告書としてまとめていただきます。

③補助金交付の対象となった方については、ご本人の夢実現のために今チャレンジしたいことの意向に十分配慮しつつ、関係機関と調整の上研修等を実施します。

④研修等実施後、年度末までに報告会を実施します。その内容を報告書としてまとめ、各学校や関係機関に配布するとともに、その内容を町ホームページ等で広く公開します。

（3）補助（募集）対象者（要綱第4条関係）

町内在住、もしくは美幌町内の学校に通う11歳～18歳（小学5年生～高校3年生）までの個人とし、自身の夢を実現するための意欲と主体的に行動する熱意のある者とします。

（4）採択数 同一年度内3名以内

（5）補助対象経費（要綱第5条関係）

補助対象事業の要件を満たす事業に必要な経費全般が補助対象となります。

○今チャレンジしたいことを実現させるために、企業・大学等の社員・職員等に指導・講義等をいただいた際の謝礼（報償費）

○補助対象者本人の旅費（滞在中の交通費等も含む）

○引率する職員や保護者等の旅費

○チャレンジの一環として各種大会等に参加するための経費

○施設使用料等

ただし、以下に該当する場合は、補助対象経費とはなりません。また、補助金額30万円の上限を超える場合は補助金交付対象者に自己負担していただくこととなります。（交付金は本人への現金支給ではありません。）

①営利を目的とする活動にかかる経費

②宗教的又は政治的宣伝活動にかかる経費

③公序良俗に反する活動にかかる経費

④本町及び他機関の補助制度の適用を受けている活動経費

⑤単に学習活動や進学に係る経費

⑥研修中における飲食に係る経費

⑦備品購入のための費用

⑧資格取得等個人の利益とみなされる経費

⑨その他、別に定める審査委員会において補助するにふさわしくないと認められる経費

(6) 補助金額（要綱第6条関係）

1件につき上限30万円

補助対象事業の経費のうち、補助対象となる経費の10/10以内とし、30万円を限度とします。

2 補助事業の申請について

(1) 応募にあたって

補助事業の応募にあたっては、別に定める応募要領（応募パンフ）を参考に提出期限までに応募用紙を担当課へ提出してください。

提出期限：令和8年 5月13日（水）午後5時30分（必着）

①応募については1名あたり1点のみとし、実現させたい内容を1枚の応募用紙の中にまとめるよう留意してください。

②応募いただいた用紙の返却は行いませんので、必要に応じて控えを取る（コピーやデータ保存）等の対応を各自で行ってください。

(2) 応募用紙の取扱

①応募いただいた内容の選考においては、その内容に優劣や善悪、可否を決することはしませんのでご承知おきください。

②選考は、教育委員会が定めた審査項目及び審査基準に従って行うほか、審査委員会によりプレゼン発表会において採択内容を決定します。

【注意事項】

- ・ 審査にあたり内容等が不十分な場合には、追加で資料の提出又は問合せすることがあります。
- ・ 提出された書類等については返却せず、また原則として情報公開の対象となります。（必ず申請書等の書類一式のコピーを保管してください。）
- ・ 書類に不足がある場合は受付できません。期間に余裕を持って申請してください。

(3) 審査等について

①審査にあたっての事前チェック

- ・ 申請書類の点検（申請条件を満たし、応募シートに必要な事項が記載されているか。）
- ・ 申請内容の確認（営利活動、政治活動、宗教活動などに該当しないか。）

②審査の基本的な流れ

ア) 町の関係部局職員で構成されるプロジェクトチームでの書類の一次審査

一次審査で応募いただいた全ての方の書類を審査・選考し、二次審査に進む方を選びます。（二次審査に進む方は5件程度とします）

イ) 町内の青少年関係団体の代表者などで構成する審査委員会によるプレゼンテーション（びほろっ子夢チャレ発表会）での二次審査

ウ) 二次審査（びほろっ子夢チャレ発表会）の選考結果をもとに、補助金交付対象者の可否決定（申請内容等により対象事業数に変更となる場合があります。）

③審査委員会の審査方法及び選考基準

ア) 審査委員会（びほろっ子夢チャレ発表会）は非公開の上、実施する。

イ) 審査委員会は原則として対面で行うものとし、やむを得ない事情により会場に来られない場合は

オンラインでの参加も可とする。

- ウ) 発表者は一人10分以内で応募した自分が叶えたい夢をプレゼンテーションにより審査委員に発表し、全員の発表が終了した後、審査委員による質疑応答（ヒアリング）を10分程度行う。
- エ) 各審査委員は発表者のプレゼンテーション及びヒアリングを聞き、別紙採点用紙の審査項目に基づき採点の上、1位～5位までの順位を付する。審査委員5名の順位を合計し数の少ない発表者を成績上位者とする。（点数としての順位は下位でも提案内容に点数をつけると合計点数で順位が上位になることが起こりうると考えられるため、同点の場合でも順位判別がしやすいプレイス・ナンバー方式を採用する）
- オ) 発表終了後は別室において選考審査を行う。
- カ) 採択の件数は同一年度あたり最大3件までとし、採択件数は発表者のプレゼンテーション及びヒアリングの内容と採点結果を考慮し審査委員会で協議し決定する（3件未満でも可）
- キ) 二次審査における選考基準は次のとおり
 - 1項目あたり1点～10点の範囲で採点（50点満点）し、審査員5名全員の順位・得点を集計し発表者全員に1位～5位までの順位を付したうえで、採択案件に優秀賞（3件以内）、補助金不採択案件に奨励賞を与える。
 - a. 提案内容の思い（夢の動機、背景や経験、夢への熱意）
 - b. 提案内容を具体的に説明されているか（いつ、どこで、何を、どのように）
 - c. 提案内容実現の積極性や主体性（チャレンジに必要な人、モノ、場所、経費など主体的に調べられているか）
 - d. 提案内容実現の可能性と効果（人的・補助金支援を行うことでチャレンジ実現の可能性があるか、実現した際の本人と周りへの波及効果が期待できるか）
 - e. 提案内容が将来の展望と継続性があるか（本プロジェクト実施後、その後の活動に活かし継続することが期待できるか）
- ク) 選考結果は教育長より審査委員会審査委員に報告する。
- ケ) 採択された者には委員長より目録（チャレンジ認定証）を渡す（現金給付ではない）
- コ) 審査選考成績は公表しないが、採択内容及び交付決定者は公表する。

（4）補助金申請について

申請にあたっては、交付対象決定後、事業実施の7日前までに美幌町補助金等交付規則に基づく次の①～④書類を揃えて社会教育課まで、メール、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。

申請書を受理した後、補助金交付決定通知とともに指定の口座へ補助申請額を概算払います。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書（様式第3号）
- ④ その他町長が必要と認める書類

（5）事業実施報告について

事業が完了した際は、すみやかに美幌町補助金等交付規則に基づく次の①～④書類を揃えて社会教育課まで提出ください。補助金交付の支出並びに清算処理を行います。

また、事業の成果報告を別途作成いたしますので、資料等の提出を求めることがあります。

- ① 補助事業等実績報告書（兼請求書）（様式第7号）
- ② 事業報告書（様式第8号）
- ③ 収支決算書（様式第9号）
- ④ その他町長が必要と認める書類

(6) その他、注意事項

- ① 審査の結果、不採択となる場合や補助事業として採択されても、交付にあたって条件が付される場合や減額される場合があります。
- ② 補助金の交付を受けて実施する事業は、個人情報保護に関する事項を除き広く町内外に公開することを基本とし、その他成果を「びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金活用事業」の補助を受けて事業を実施する旨を記載していただきます。
- ③ 事業が適正に実施されているかを確認するため、町が視察、調査を行う場合があります。
- ④ チャレンジ実施にあたっては、担当職員と十分打合せするほか、保護者や所属学校への連絡及び理解が得られるよう適切な対応に心掛けてください。
- ⑤ 違法、不当な行為があった場合、不正な手段等により補助金の交付を受けた場合、びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業補助金交付要綱第8条に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

(7) 申請・問合せ先

ご不明な点があれば、社会教育課へお問い合わせください。

美幌町教育委員会社会教育課（美幌町民会館内）

〒092-0052 北海道網走郡美幌町東2条北4丁目9番地

電話：0152-73-4187 ファックス：0152-73-4188

Eメール：skyouikug@town.bihoro.hokkaido.jp

3 参考資料

(1) 申請から実績報告までの流れ

月	内 容
4/上旬	<p>【小中】 校長教頭合同会議において事業実施について周知、児童生徒の積極的な参加応募を依頼</p> <p>【高】 学校に出向き、校長教頭に事業説明。生徒の積極的な応募を依頼</p>
4/上旬	<p>【小中】【高】 各学校を通じて対象となる児童生徒へチラシや要項、応募用紙を配付</p> <p>※各中学校・高校を通じて募集チラシ及び応募用紙を配付します。「書き方のポイント」を参考に将来の夢と、その実現に向かって今チャレンジしたいことを可能な限り具体的に記入し、教育委員会に提出してください。</p>
5/13	応募締切
6/13 まで	<p>一次審査（非公開）</p> <p>（役場内部の職員で構成するプロジェクトチームで一次審査を行い、二次審査に進む提案内容を選定：書類選考による）</p>
6/中旬～6/下旬	<p>二次審査（非公開で実施）</p> <p>（審査委員会設置による二次審査を、提案内容プレゼンの上、年度内最大3件の交付決定者を選定）</p>
7/初旬以降 ～2/中旬	交付決定者と担当職員（社会教育課職員又はプロジェクトチーム）が協議・相談しながら各機関との調整等を行った上で、可能な限り本人の意向を反映した形でチャレンジを実現させるための取組を実施
事業終了後	チャレンジした内容やその結果のまとめ
2月～3月初旬	チャレンジプロジェクト報告会（公開で実施）
3月中	報告書作成

(2) 補助対象事業に関するQ&A

Q 1) 子どもたちが企画・立案したものでないと申請できないのですか。

A 1) 補助の目的から、子どもたちが自主的に企画・立案した事業を審査の評価項目としています。

Q 2) 事業を実施するために、必要な道具や物を作成する材料費などは補助対象となりますか。

A 2) 事業に直接必要な材料費等は補助対象経費になりますが、日常的に使用する備品等該当するものは対象とならない場合がありますので事前に相談してください。

Q 3) 事業の実施にあたりお茶や弁当を購入したいのですが、補助対象経費になりますか？

A 3) 基本的に飲食にかかる経費は、補助対象経費になりません。実施にあたり必要とされる食糧費は事前にご相談してください。

Q 4) 準備に時間がかかるため、資材などを事前に購入しましたが、その経費は補助対象になりますか？

A 4) 補助対象経費は補助金交付決定後の支出を原則としています。なお、会場予約時に使用料を前払する場合など、特別の事情がある場合は、あらかじめご相談ください。

Q 5) キャッシュレス決済（クレジットカードやデビットカード、交通系や流通系の電子マネー、バーコードやQR コードを介したコード決済など）で物品の購入をしたいのですが、可能ですか。

A 5) キャッシュレス決済については領収証などで確認できるものは補助対象経費に認めることは可能ですが、内訳など詳細が確認できないものは補助対象とならないので、事前にご確認ください。

Q 6) プレゼンテーション審査には必ず出席しないといけないでしょうか？

A 6) 審査は書類審査とプレゼンテーション発表会での審査を行います。プレゼンテーション審査はあらかじめ一次審査の通過者に日時が通知され、その場で補助交付対象者を決定しますので、必ずご出席いただく必要があります。なお、発表会会場に特別な事情により来られない場合はオンラインでの発表も可とします。

Q 7) 補助金の交付を受けましたが、やむを得ない理由で、事業を計画通り実施できなくなった場合、どのようにすればよいでしょうか？

A 7) 速やかに「事業変更申請書（様式第3号の2）」を提出してください。なお、事業の中止、縮小により、補助金額の変更が生じる場合は、事業実績報告の際、差額分を返還していただくことになります。手続きについてはお問い合わせください。

Q 8) 「事業実績報告」は、いつ、どのように報告すればよいですか？

A 8) 事業終了後、次の①から④の書類までを社会教育課まで提出して下さい。①事業実績報告書（様式第5号）②事業収支決算書（様式第5号の2）③補助対象経費の支出が確認できるもの（領収書等）④補助対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット等）なお、領収書がない支出は補助対象経費に計上できず、補助金を返還していただく場合もありますのでご注意ください。また、領収書の但し書が無記入または「雑貨」「日用品」などの場合、何を購入したのかわからなくなる恐れがあります。その都度メモなどし、出納簿とともにきちんと保管してください。

Q 9) 実際に研修に行く場合に保護者の付添は補助対象になりますか？また、保護者がついていけない場合は一人で行かなければならないのですか？

A 9) 保護者の同伴は可能で、その場合は補助対象経費として認めます。ただし上限30万円を超える場合は自己負担となります。また、同伴者がいない場合は担当職員の引率も可能ですが、補助対象経費での負担をお願いします。その場合は予め日程等調整のうえ対応可能な範囲とします。

Q10) 対象外の経費、事業はどのようなものですか？

- A10) ①営利を目的とする活動 例) ×自分が創作したスイーツをデパートで売り出したい(利益が出る)
- ②宗教的又は政治的宣伝活動 例) ×〇〇国侵略攻撃に反対するため、国連会議前のデモに参加したい
- ③公序良俗に反する活動 例) ×特定の人や団体を批判、誹謗中傷するような行動
- ④本町及び他機関の補助制度の適用を受けている活動 例) ×オリンピックで地元選手の応援団として参加したい(補助を受けている場合)
- ⑤単に学習活動や進学のための活動 例) ×東大に進学しクイズ研究会に入りたいので学習塾に通いたい
- ⑥研修中における飲食 例) ×一流の調理師を目指すためミシュランガイドのお店を回って食事したい
- ⑦備品の購入経費 例) ×プログラマーを目指したいのでソフトの入ったハイスペックのPCを購入したい
- ⑧資格取得等個人の利益とみなされる 例) ×プロ野球選手の通訳になりたいので英検を受験したい。
- ⑨その他、補助するにふさわしくないと認められるもの 例) ×K-pop アイドルの大ファンなので韓国にライブに行きたい。

